

東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 2 号  
東京家庭裁判所 家事部 第 3 部 御中

## 井手端姉妹(フィリピン残留日本人)の早期の就籍許可を求める嘆願書

戦前、フィリピン各地には日本人移民による豊かな日本人社会がつくられていました。しかし 1941 年にアジア太平洋戦争が勃発、日本軍はフィリピンを占領しますが、数年後には敗走を余儀なくされました。日本人民間人も死亡したり、日本へ強制送還されたりしました。彼らの子ども達は多くフィリピンに残され、差別を受けたり隠れ住んだりしたため、社会的地位が低く、貧困に苦しんできました。現在もフィリピンには、わかっているだけで約 2500 人の残留日本人(日系 2 世)が存在しています。政府や民間の支援により、彼らの身元捜し、国籍確認などの調査が近年ようやく始まりました。

そのような残留日本人(日系 2 世)の一人である、Carmen Ebe こと井手端和子<sup>い で ば た か す こ</sup>さん(82 歳)と Sanay Lumbayon こと井手端早苗<sup>い で ば た さ な え</sup>さん(77 歳)姉妹が、平成 16 年 8 月 6 日、就籍(本籍地の定まっていない者が戸籍を持つこと)の許可を求め、東京家庭裁判所に家事審判申立を行いました。井手端姉妹は、日本人父とその妻フィリピン人母の間に生まれました。当時の国籍法(明治 32 年 3 月 16 日法律第 66 号「旧々国籍法」)によれば、「日本人の父より生まれた子は、日本国籍を持つ」とされています。父は病気の治療のために帰国し、その後消息不明となりました。戦後、姉妹は身を守るため若くしてフィリピン人に嫁ぐなどして生き延びてきました。

戦後 60 年にあたる去年、NPO 法人フィリピン日系人リーガルサポートセンターの支援により、姉妹は人生で初めての来日を果たし、東京家庭裁判所にて証言しました。また、戦前フィリピン・ミンダナオ島のトンカラン日本人尋常小学校で共に学び、日本に引揚げた同窓生 3 名も駆けつけ、姉妹のために証言しました。姉妹の父の親族も、姉妹の国籍確認のためにできる限りの協力をしたいと発言しています。姉妹を全面的にバックアップしている現地日系人会、ならびに姉妹と同様、就籍を希望する数百人の日系 2 世会員も、期待を持って今回の決定を待ち望んでいます。

申立からすでに 1 年半が経過しています。ご高齢になられた姉妹は早急に結論を知る必要があります。**井手端和子・早苗姉妹が、一刻も早く日本人であると認められ就籍の許可が下りるよう、嘆願いたします。**フィリピンで朗報を期待している多くの老年の残留日本人のためにも、迅速な審判をよろしくご願ひ申し上げます。

	名前	住所
1		
2		
3		
4		

5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

**【署名呼びかけ団体】**

特定非営利活動法人(NPO)フィリピン日系人リーガルサポートセンター(PNLSC)  
フィリピン日系人会連合会(Federation of Nikkeijin Kai Philippines, Inc.)

**【集約先】(2006年2月28日まで)**

〒160-0004 新宿区四谷1-21 戸田ビル4階

特定非営利活動法人(NPO)フィリピン日系人リーガルサポートセンター(PNLSC)

電話 03-3355-8861 Fax 03-3355-8862 E-mail [info@pnlsc.com](mailto:info@pnlsc.com) HP <http://www.pnlsc.com>